

○他の道府県の条例における責務・役割のうち、障害者基本法等の責務等と異なるもの

資料3-2

【道府県の責務・市町村等との連携】

| | 責務・役割 | 条文の例 | 規定する道府県の例 | 検討 |
|---|-----------|--|--|---|
| 1 | 県の責務 | 県は、共生社会を推進するに当たっては、その講ずる施策が障害者及びその家族その他の関係者の立場に立ったものとなるよう配慮するものとする。 | 埼玉県 | 正副委員長案では、障がい当事者等の意見の反映を別途規定 |
| | | 県は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。 | 福岡県 | 正副委員長案では、財政上の措置を別途規定 |
| | | 県は、事業者が障がいを理由とする差別の解消の推進に必要な措置を講じようとするときは、当該事業者に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。 | | 正副委員長案では、「差別解消のための措置」として規定 |
| | | 県は、障がいのある人の性、恋愛、結婚、出産、子育て、親等生活を主として支える者が死亡した後の生活の維持及び防災対策に関する課題その他の障がいのある人の人生の各段階において生じる日常生活及び社会生活上の課題の解消に努めるものとする。 | 大分県 | 正副委員長案では、対応するものがないため、取り入れることも可能（ただし、ライフスタイルへの過剰な介入にならないか検討が必要）。 |
| 2 | 県と市町村との連携 | 県及び市町村は、それぞれが実施する障害者差別の解消に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。 | 栃木県、愛知県、徳島県、沖縄県 | 正副委員長案では、「市町等の連携協力」を別途規定 |
| | | 県は、障がい者施策における市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村がその地域の特性に応じ、この条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう、市町村との緊密な連携を図るとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。 | 北海道、山形県、茨城県、埼玉県、千葉県、富山県、山梨県、静岡県、岐阜県、大阪府、奈良県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 | |
| 3 | 県と事業者との連携 | 県は、共生社会推進施策の策定及び実施に当たっては、県民、事業者及び市町村等と連携し、及び協働して取り組むものとする。 | 京都府、徳島県 | 正副委員長案では、「市町等の連携協力」を別途規定 |

※条文の例として記載したものは、一例であり、文言に多少の相違がある。

○他の道府県の条例における責務・役割のうち、障害者基本法等の責務等と異なるもの

資料3-2

【道府県の責務・市町村等との連携】

| | 責務・役割 | 条文の例 | 規定する道府県の例 | 検討 |
|---|------------|---|-------------|-----------------------------|
| 4 | 県と関係団体との連携 | 県は、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策の推進に当たっては、障がいのある人の団体その他の社会福祉関係団体（以下「関係団体」という。）及び市町村と緊密な連携を図るものとする。 | 岩手県、岐阜県、徳島県 | 正副委員長案では、「市町等の連携協力」を別途規定 |
| | | 県は、共生社会を構築するための施策を策定し、及び実施するに当たっては、障害者団体（障害者又はその家族その他の関係者で構成され、障害者に対する支援を主な活動とする団体）その他の関係団体の意見を聴くよう努めなければならない。 | 山梨県 | 正副委員長案では、障がい当事者等の意見の反映を別途規定 |
| 5 | 市町村への要請 | 県は、市町村に対し、地域の実情に応じた障害者差別解消施策を策定し、及びこれを実施することを求めるものとする。 | 鹿児島県 | 市町の事務への介入にならないか慎重な検討が必要 |

※条文の例として記載したものは、一例であり、文言に多少の相違がある。

○他の道府県の条例における責務・役割のうち、特色のあるもの

資料3-2

【道府県民の責務・役割、事業者等の責務・役割】

| | 責務・役割 | 条文の例 | 規定する道府県の例 | 検討 |
|---|------------|--|------------------------------|---|
| 1 | 県民・事業者の役割 | 県民・事業者は、障がいのある人の家族に対して必要な配慮をするよう努めるものとする。 | 岩手県 | 障がい等への理解を深めることや自立・社会参加への協力と重なる部分があり、区別が難しいと考えられる。 |
| | | 障がいのある人は、自らの障がいの特性及び障がいのあることによる生活上の困難について県民等に伝え、理解が得られるよう努めるものとする。 | 岩手県、茨城県、千葉県、岐阜県、香川県、宮崎県、鹿児島県 | 障がい当事者に生活上の困難さの伝達を求めることが難しい場合もあり得るため、慎重な検討が必要 |
| | | 県は、事業者が障がいを理由とする差別の解消の推進に必要な措置を講じようとするときは、当該事業者に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。 | 茨城県、長崎県、宮崎県 | 共生社会の実現への寄与と重なる部分があり、区別が難しいと考えられる。 |
| 2 | 障害者関係団体の役割 | 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、障害のある人の意見を聴き、必要に応じ、県及び市町村に対し必要な措置を講ずるよう要請することその他の共生社会を実現するために必要な障害のある人に対する支援を行うよう努めるものとする。 | 岐阜県 | 障がい者関係団体の目的と同一であり、条文化する意義は乏しいと考えられる。 |
| | | 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるための啓発を行うとともに、県、市町村又は他の障害者関係団体を実施する共生社会実現施策又は障害を理由とする差別の解消及び障害のある人と障害のない人との交流の促進による共生社会を実現するための取組について協力するよう努めるものとする。 | | |
| 3 | 事業者の役割 | 県は、障がい者施策における市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村がその地域の特性に応じ、この条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう、市町村との緊密な連携を図るとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。 | 岐阜県 | 雇用に関し、何らかの規定を設けることが前提になる。 |

※条文の例として記載したものは、一例であり、文言に多少の相違がある。